

福岡県医発1436号(地)

平成17年11月11日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日老老発第31号)の一部改正について

環境省の「水俣病総合対策費補助金交付要綱」の一部改正(平成17年9月29日 環企発第050929003号 環境事務次官通知)に伴い、厚生労働省は、水俣病総合対策医療事業における保健手帳による医療費の支給に関しても介護保険審査支払システムにて審査及び支払事務を行うこととし、それに伴い「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日老老発第31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)の一部が改正され、平成17年12月1日から適用となる旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、参考資料として、環境省作成の「今後の水俣病対策について」も添付されております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(介 5 2)

平成 17 年 10 月 27 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

野 中



「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号)の
一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、環境省の「水俣病総合対策費補助金交付要綱」の一部改正(平成 17 年 9 月 29 日 環企発第 050929003 号 環境事務次官通知)に伴い、厚生労働省は、水俣病総合対策医療事業における保健手帳による医療費の支給に関しても介護保険審査支払システムにて審査及び支払事務を行うこととし、それに伴い「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 13 年 11 月 16 日 老老発第 31 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)の一部を改正し、平成 17 年 12 月 1 日より適用することとなりました。関係通知及び参考資料をご送付致しますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

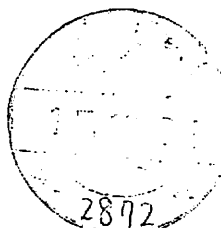
ご参考までに、環境省による資料「今後の水俣病対策について」も、併せてご送付いたします。

敬具

記

(添付資料)

- ・「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号)の一部改正について (平 17.10.17 老老発第 1017002 号・老介発第 1017002 号)
- ・介護給付費請求書等の記載要領についての一部改正の概要
- ・今後の水俣病対策について (平成 17 年 4 月 7 日 環境省)

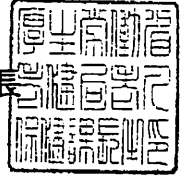




老老発第 1017002 号
老介発第 1017002 号
平成17年10月17日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



介護保険課長



「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）の
一部改正について

介護給付費請求書等の記載要領については、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）により通知されていますが、今般、介護保険審査支払システムのうち公費負担医療に係る審査及び支払事務の一部が変更されたことに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部を改正し、各都道府県介護保険担当部（局）長あて別添のとおり通知しましたので、関係各方面への周知及び実施に当たっての御協力をお願い申し上げます。



老老発第 1017001 号
老介発第 1017001 号
平成 17 年 10 月 17 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



介護保険課長



「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月
16 日老老発第 31 号）の一部改正について

「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成 4 年 4 月 30 日環保業第 227 号
環境事務次官通知）の一部改正（平成 17 年 9 月 29 日環保企発第 050929003
号環境事務次官通知）に伴い、水俣病総合対策医療事業における保健手帳によ
る医療費の支給に関しても介護保険審査支払システムにて審査及び支払事務を
行うこととしたため、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年
11 月 16 日老老発第 31 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 17 年 12
月 1 日より適用することとしたので、その取り扱いに遺憾のないよう関係者に
対し周知徹底を図られたい。

記

「4 公費の介護給付費明細書に関する事項（2）各様式と公費併用請求の関係」
及び別表 2 を次のように改める。

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(2) 各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとの公費併用請求組み合わせは左表のようになること。

	保 険 単 独	保険 +生保	生 保 単 独	保険 +生保 +公費	保険 +公費	生保 +公費	備考
様式第二	○	○	○	※○	※○	※○	※1
様式第三	○	○	○	※○	※○	※○	※2
様式第四	○	○	○	※○	※○	※○	※3
様式第五	○	○	○	○	○	○	
様式第六	○	○	○				
様式第七	○		○				
様式第八	○	○	○	※○	※○	※○	※2
様式第九	○	○	○	※○	※○	※○	※3
様式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

- ※1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。
- ※2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。
- ※3 公費負担医療は、原爆被爆者の一般医療、被爆体験者精神影響等調査研究事業、水俣病総合対策費補助金の対象となる医療、メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業及び茨城県神栖町におけるジフェニルシンの曝露に起因しないことが明らかな疾病等を除く医療のみ。

(別表2)

保 険 優 先 公 費 の 一 覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	訪問看護
4	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、保健手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
10	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知)「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

12	特別対策(低所得者対策等)	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受給者証	94	介護保険を優先し残りの4%を公費で負担する	訪問介護
		障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護
13	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護
14	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、通所介護及び短期入所生活介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護福祉施設サービス、通所介護及び短期入所生活介護
15	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

※平成12年3月31日をもって、経過措置終了

【参考】介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年老老発第31号)新旧対照表

改 正 後

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

- (2) 各様式と公費併用請求の関係
各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保險單 獨	保險 +生保	生保單 獨	保險 +生保 +公費	保險 +公費	生保 +公費	備考
樣式第二	○	○	○	※○	※○	※○	※1
樣式第三	○	○	○	※○	※○	※○	※2
樣式第四	○	○	○	※○	※○	※○	※3
樣式第五	○	○	○	○	○	○	
樣式第六	○	○	○				
樣式第七	○		○				
樣式第八	○	○	○	※○	※○	※○	※2
樣式第九	○	○	○	※○	※○	※○	※3
樣式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保障 公費：公費負担医療)

- ※1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。
 ※2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。
 ※3 公費負担医療は、原爆被爆者の一般医療、被爆者検査精神科等調査研究事業、水俣病総合対策費補助金の対象となる医療、メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業及び茨城県神栖町におけるジュニア世代の調査に起因しないことが明らかな疾病等を除く医療のみ。

改正前

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

- (2) 各様式と公費併用請求の関係
各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保 險 單 獨	保 險 十 生 保	生 保 單 獨	保 險 十 生 保 十 公 費	保 險 十 公 費	生 保 十 公 費	備 考
樣式第二	○	○	○	※○	※○	※○	※1
樣式第三	○	○	○	※○	※○	※○	※2
樣式第四	○	○	○	※○	※○	※○	※3
樣式第五	○	○	○	○	○	○	
樣式第六	○	○	○				
樣式第七	○		○				
樣式第八	○	○	○	※○	※○	※○	※2
樣式第九	○	○	○	※○	※○	※○	※3
樣式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

- ※1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。
- ※2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。
- ※3 公費負担医療は、原爆被爆者の一般医療、被爆被爆者精神障害等調査研究事業、水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であって、原因が明らかなものを除く四肢末端の感覚障害に關連する疾病等の医療、メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業及び茨城県神栖川におけるジフェニルジメチル水銀の曝露に起因しないことが明かな疾病等を除く医療のみ。

(別表2)

保険優先公費の一覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明書等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1 5 8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において <u>過去に通常のレベルを超える</u> メチル水銀の曝露を受けた可能性のある者に <u>おける水俣病にもみられる症状に関する医療</u>	88	医療手帳、 <u>保健手帳</u>	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
10 5 15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(別表2)

保険優先公費の一覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明書等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1 5 8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域においてメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であ <u>って、原因が明らかかなものを除く四肢末端の感覚障害に関連する疾病等の医療</u>	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
10 5 15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(参考)

環保業第 2 2 7 号
平成 4 年 4 月 3 0 日
環保企第 1 5 9 号
- 改正平成 6 年 9 月 3 0 日
環保企第 1 3 号
- 改正平成 8 年 1 月 1 2 日
環保企第 3 7 0 号
- 改正平成 9 年 7 月 4 日
環保企第 2 9 号
- 改正平成 1 1 年 2 月 8 日
環保企第 8 0 号
- 改正平成 1 1 年 3 月 2 5 日
環保企第 3 1 5 号
- 改正平成 1 3 年 3 月 2 6 日
環保企第 3 2 7 号
- 改正平成 1 3 年 3 月 3 0 日
環保企第 2 8 8 号
- 改正平成 1 5 年 3 月 2 6 日
環保企発第 0 5 0 3 3 1 0 0 2 号
- 改正平成 1 7 年 3 月 3 1 日
環保企発第 0 5 0 5 2 4 0 0 4 号
- 改正平成 1 7 年 5 月 2 4 日
環保企発第 0 5 0 7 2 5 0 0 1 号
- 改正平成 1 7 年 7 月 2 5 日
環保企発第 0 5 0 9 2 9 0 0 3 号
- 改正平成 1 7 年 9 月 2 9 日

水俣病総合対策費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 水俣病総合対策費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、水俣病発生地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に対し、健康診査等を実施するとともに、水俣病にもみられる一定の症状を有すると認められる者に対して療養費

等を支給することにより、当該地域における健康上の問題の軽減・解消を図ること、公害に係る疾病等について医療の研究を行うこと並びに検診に係る検診機器設備を整備することにより、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）及び旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号。以下「旧救済法」という。）の規定に基づく水俣病の認定事務を円滑に行うことを目的とする。

（交付の対象事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

一 健康管理事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、水俣病発生地域において、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に健康診査等の健康管理を行う事業

二 医療事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められ、医療手帳の交付を受けた者に対して、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費及び療養手当を支給し、並びに水俣病にもみられる神経症状を有すると認められる者（医療手帳の交付を受けた者を除く。）に対して、保健手帳を交付し、療養費及びはり・きゅう施術・温泉療養費を支給する事業

三 申請者医療事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が旧救済法及び補償法による水俣病認定申請者を対象に次に掲げる研究治療費等を支給する事業（以下「申請者医療事業」という。）

（一）別表1の研究治療費支給事業実施基準に定める研究治療費

（二）研究治療手当、離島手当、精密検診手当、研究治療介護手当、はり、きゅう、マッサージ施術費

四 公害医療事業

公害に係る疾病の医学上の研究（以下「公害医療事業」という。）

五 水俣病検診機器整備事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が、水俣病の認定に係る処分を行うために実施する認定申請者に対する検診及び水俣病の認定業務の促進を図る調査研究等のための検診に必要な別表第3水俣病検診機器整備事業の項の第2欄に掲げる機器を整備する事業

2 前項第1号及び第2号の事業の実施に関して必要な細目は、環境省総合環境政策局環境保健部長が別に定める実施要領によるものとする。

3 第1項第3号の事業の実施に関して必要な細目は別表1の研究治療費支給事業実施基準によるものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、前条第1項各号に掲げる事業に要する経費について、別表2の水俣病総合対策費補助金算定基準（以下「算定基準」という。）により算定した額とする。ただし、第10条第3号の規定による補助事業の変更があった場合には、当該申請に基づき環境大臣（以下「大臣」という。）が承認した額とする。

(交付申請の手続)

第5条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を毎年度2月10日までに大臣に提出しなければならない。

(変更申請の手続)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、様式2による申請書を速やかに大臣に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条に定める交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があったときは審査のうえ交付決定を行い、様式3による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の交付の決定の内容又は次条によりこれに付された条件に不服がある場合において、法第9条第1項の規定による補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知において大臣が定める期日までに、その理由を付した書面をもって、大臣に申し出なければならない。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業者は補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届出なければならない。
- 二 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一

般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

三 別表3に掲げる区分ごとに事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合においては、様式4による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。

ただし、別表3に掲げる健康管理事業の区分及び医療事業の区分ごとに要する経費と申請者医療事業の区分及び公害医療事業の区分ごとに要する経費との間においては、当該経費の配分の変更をすることができない。

四 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、様式4による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。

五 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、様式5による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。

六 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、様式6により速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

七 特許権若しくは実用新案権を得ることによって相当の収益が新たに生ずると認められる場合、又は第13条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を国に納付させることがある。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は当該年度の事業が完了したときは、翌年度6月末日（第10条第5号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日から起算して1か月以内）までに、様式7による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合には実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第4号に基づく承認をした場合は、この承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、実績報告書の受理後、原則として20日以内に補助金額を確定し、通知するものとする。

2 大臣は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還

を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から90日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第14条 大臣は、第10条第5号の申請があった場合又は次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、法、施行令、本要綱又は法、施行令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第15条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案

して、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにした様式8による調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第19条 特別の事情により第4条、第5条、第6条及び第12条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別 表 1)

研究治療費支給事業実施基準

(目 的)

第1条 この実施基準は、水俣病認定申請者の治療に要した経費の一部を支給すること（以下「研究治療費支給事業」という。）により、水俣病認定申請者の病状の変化を把握することを目的とする。

(対象者)

第2条 研究治療費支給事業の対象者（以下「対象者」という。）は、水俣病認定申請者のうち補助事業者が次のいずれかに該当していると認めた者とする。ただし、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）第2の3に定める医療手帳（手帳と同様の効力を有する証明書を含む。）又は水俣病総合対策実施要領（平成17年9月29日環保企発第050929004号環境保健部長通知）第17項に定める保健手帳の交付を受け、当該手帳が効力を有することとなった者を除く。

- 一 要観察者等（認定審査の結果保留となっている者）
- 二 認定申請後1年（旧法第9条第1項に定める状態にある者については6月）以上を経過し、かつ、指定地域等に5年以上居住していた者（前号に該当する者を除く。）

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究治療費を支給しない。

- 一 対象者が前条各号に規定する要件に該当しないことが判明した場合
- 二 研究治療費の不正受給があった場合
- 三 その他補助事業者が環境大臣の同意を得て、適当と認める場合

(研究治療費の支給)

第4条 研究治療費支給事業の実施は、原則として、対象者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者、老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により医療を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護者又は要支援者に限る。）が医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者を含む。）又は薬局（以下「医療機関」という。）において当該申請者医療事業に係る疾病に関連して医療保険各法、老人保健法又は介護保険法の規定による

療養を受けたときに、その者に対し、当該療養に要した費用の額を限度として研究治療費を支給することにより行うものとする。ただし、法令により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

2 医療機関等が対象者に代わって、その者に支給されるべき研究治療費を補助事業者に対し請求してきた場合には、当該補助事業者は前項の規定にかかわらず、当該医療機関等に対し当該研究治療費を支給することができる。

3 第1項の研究治療費の額は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第296号）」、「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）」、「老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）」、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成4年厚生省告示第29号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」、及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」により算出した額の合計額から医療保険各法、老人保健法又は介護保険法の規定による療養に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額（老人保健法の規定による療養を受けた対象者については、同法の規定による一部負担金、標準負担額及び基本利用料に相当する額）とする。

（その他）

第5条 その他研究治療費支給事業の実施に関し必要な事項は、大臣が定めるものとする。

(別 表 2)

水俣病総合対策費補助金算定基準

水俣病総合対策費補助金交付要綱第4条の規定による補助金の交付額は、次により算定するものとする。

- 1 別表3の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と第1欄に定める区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗ずる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 2により算出された額の合計額を交付額とする。

(別 表 3)

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率
健 康 管 理 事 業	1. 健康診査 事業費	(1)健康診査通知等 事務費 環境大臣と協議して 承認を得た額	健康診査事業を行うために必要 な賃金、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、光熱水費、印刷製 本費)、役務費(通信運搬費、 工事請負費)、委託料、使用料 及び賃借料、検診料、備品費、 負担金	2 分 の 1
		(2)健康診査記録集計費 次により算定した額 の合計額 ア問診表 環境大臣と協議して 承認を得た額 イ検診結果登録、集計 環境大臣と協議して 承認を得た額		
		(3) 健康診査費 次により算定した額の合 計額 ア 重点実施地区 (7)基本項目 A. 全項目を実施する場合 10,635 円×受診人員 B. 老人保健法に基づき実施される 健康診査の結果を活用する場合 4,200 円×受診人員 (4)選別実施項目 1,740 円×受診人員 イ 重点実施地区以外 6,435 円×受診人員 (老人保健法に基づき実施される健康 診査の結果を活用する者を除く。)		

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
健 康 管 理 事 業		(4)健康診査後の指導 環境大臣と協議して 承認を得た額		
		(5)健康診査結果集計・ 解析還元体制整備費 環境大臣と協議して 承認を得た額		
	2. 健康相談 事業費	(1)健康相談 環境大臣と協議して 承認を得た額	健康相談事業の実施に必要な 報償費、旅費、需用費(消耗品 費、印刷製本費)、役務費(通信 運搬費)、委託料、使用料及び賃 借料	
		(2)日常生活支援 環境大臣と協議して 承認を得た額		
	3. 普及啓発 事業費	環境大臣と協議して 承認を得た額	普及啓発事業の実施に必要な 需用費(印刷製本費)、役務費 (通信運搬費)	
	4. 評価・管 理事業費	(1)重点実施地区事業 環境大臣と協議して 承認を得た額	評価・管理事業の実施に必要な報 償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧 費、印刷製本費)、役務費(通信運搬 費)、使用料及び賃借料	
		(2)特定地域健康管理評 議会費 環境大臣と協議して 承認を得た額		

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
医 療 事 業	1. 給付事業費（下記2に係る経費を除く。）	要領の規定による給付に要した額	療養費、はり・きゅう施術費、温泉療養費及び療養手当の給付に必要な扶助費	2 分の 1
	2. 給付事業費（平成17年11月1日以降に保健手帳の交付を受けた者に係る経費並びに平成17年11月1日前に医療手帳及び保健手帳の交付を受けた者に係る経費のうち環境大臣の定める経費）	要領の規定による給付に要した額	療養費、はり・きゅう施術費及び温泉療養費の給付に必要な扶助費	10 分の 8
	3. 運営事務費（下記4に係る経費を除く。）	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を行うために必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	2 分の 1

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
医 療 事 業	4. 運営事務 費（平成 17年11月 1日以降 に保健手 帳の交付 を受けた 者に係る 経費並び に平成17 年11月1 日前に医 療手帳及 び保健手 帳の交付 を受けた 者に係る 経費のう ち環境大 臣の定め る経費）	環境大臣と協議して承認 を得た額	種目欄に掲げる事業を行うた めに必要な賃金、共済費、報 償費、旅費、需用費（消耗品 費、印刷製本費）、役務費 （通信運搬費）、委託料、使 用料、賃借料及び備品購入費	10分の8

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
申請者医療事業	1. 保留者医療研究費	研究費として大臣が定める額	研究治療費支給事業実施基準第二条第一号に該当する者に対する公害医療研究に必要な研究治療費、研究治療手当、離島手当、精密検診手当、はり・きゅう・マッサージ施術費及び研究治療介護手当の経費	2 分の 1
	2. 申請者医療研究費	同 上	研究治療費支給事業実施基準第二条第二号に該当する者に対する公害医療研究に必要な研究治療費及びはり・きゅう施術費の経費	
公害医療事業	1. 医療研究費	同 上	公害に係る疾病の医学上の研究に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
水 俣 病 検 診 機 器 整 備 事 業	1. 一般検査検診機器 ・ X線診断装置 ・ 循環生理機能検査装置 ・ 水銀量測定機器 ・ 検診解析機器 2. 神経内科精神科検診機器 ・ 脳波検診機器 ・ 神経・筋検診機器 ・ 運動機能分析機器 3. 耳鼻咽喉科検診機器 ・ 平衡機能検査機器 ・ 聴力検診機器 ・ 音声言語検査機器 ・ 嗅覚味覚検査機器 4. 眼科検診機器 ・ 眼球運動測定機器 ・ 眼底眼圧測定機器 ・ 視野屈折調節測定機器 5. 病理検査機器 ・ 顕微鏡 ・ 標本包埋薄切装置 6. その他	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる品目を整備するために必要な備品購入費	2 分の 1

介護給付費請求書等の記載要領についての

一部改正の概要

「水俣病総合対策費補助金交付要綱」（平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知）の一部改正に伴い、水俣病総合対策医療事業における保健手帳による医療費の支給に関しても公費負担部分の現物給付を行うことができるよう所要の改正を行うもの。

1. 従来より、水俣病総合対策費補助金交付対象事業における、医療手帳の対象事業については、保険優先公費の一覧である「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）の別表2において規定し、公費負担部分を現物給付化しているところ。
2. 今般、「水俣病総合対策費補助金交付要綱」の改正に伴い、保健手帳の該当者についても同様の現物給付を行うこととすることから、「介護給付費請求書等の記載要領について」の別表2について
 - （1）資格証明書等の欄に「保健手帳」を加え、
 - （2）給付対象の欄を、従来の医療手帳交付者に係る医療から、保健手帳交付者に関する医療を含む表現に変更することにより、保健手帳の対象事業についても公費負担部分の現物給付化を図ることとするもの。

今後の水俣病対策について

平成 17 年 4 月 7 日
環 境 省

水俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）、平成 7 年の政治解決等に基づき各種対策が講じられてきたところであるが、昨年 10 月の関西訴訟最高裁判決において国及び熊本県の責任が認められたことを受け、規制権限の不行使により水俣病の拡大を防止できなかったことを真摯に反省し、国として、ここにすべての水俣病被害者に対し謝罪の意を表する。

平成 18 年に水俣病公式確認から 50 年という節目の年を迎えるに当たり、平成 7 年の政治解決や今般の最高裁判決も踏まえ、医療対策等の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進等を行い、すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、関係地方公共団体と協力して以下の対策を講ずるものとする。

1 判決確定原告に対する医療費の支給

関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において損害賠償認容判決が確定した原告に対して、医療費（自己負担分）等の支給を行う。

2 総合対策医療事業の拡充

政治解決に基づき関係県と協力して環境保健行政の推進という観点から実施してきた総合対策医療事業について、高齢化の進展やこれまでの事業の実施上で明らかとなってきた課題等を踏まえ、以下のとおり拡充する。

①保健手帳

医療費（自己負担分）について、1 か月の給付上限額を廃止する。また、はり・きゅう施術費及び温泉療養費について、利用回数制限（月 5 回）及び 1 回当たりの給付上限額（はり又はきゅう 1 回 1,500 円など）を廃止する。

あわせて、公健法の認定申請や裁判とは別の救済を図る道として、拡充後の保健手帳の申請受付を再開する。

②医療手帳

医療手帳について、通院日数月2日以上となっている療養手当の支給要件を月1日以上に緩和する。はり・きゅう施術費の利用回数制限（月5回）及び1回当たりの給付上限額（はり又はきゅう1回1,500円など）を廃止するとともに、温泉療養費を支給対象として追加する。

3 水俣病問題に関する今後の取組

最高裁判決を重く受け止め、来年の水俣病公式確認50年に向けて、水俣病被害者の団体等及び市町村からのヒアリングの結果等も踏まえ、関係地方公共団体との連携を図りつつ、例えば以下のような施策の実施について検討する。

①高齢化対応のための保健福祉施策の充実

水俣病被害者やその家族の高齢化に対応するため、介護予防の観点も含めた健康管理事業の充実といった施策の実施等。

②水俣病被害者に対する社会活動支援等

胎児性患者や水俣病被害者の生活改善・社会活動の促進を図るため、それらに関連する活動や事業に対する支援、それらを行うボランティア団体等への支援、国立水俣病研究センターによる胎児性水俣病に関する社会的研究といった施策の実施等。

③水俣病被害者の慰謝対策

すべての水俣病被害者を対象としたメモリアル事業等の、被害者に対して慰謝の気持ちを表す施策や水俣病発生地域の融和を図る施策の実施等。

④環境保全の観点等からの地域の再生・振興対策

水俣病に関係する地点を活用し、水俣地域全体をフィールドミュージアム化する等、地域の再生・振興にも寄与する施策の実施等。

⑤関係団体との連携及び国内外への情報発信の強化

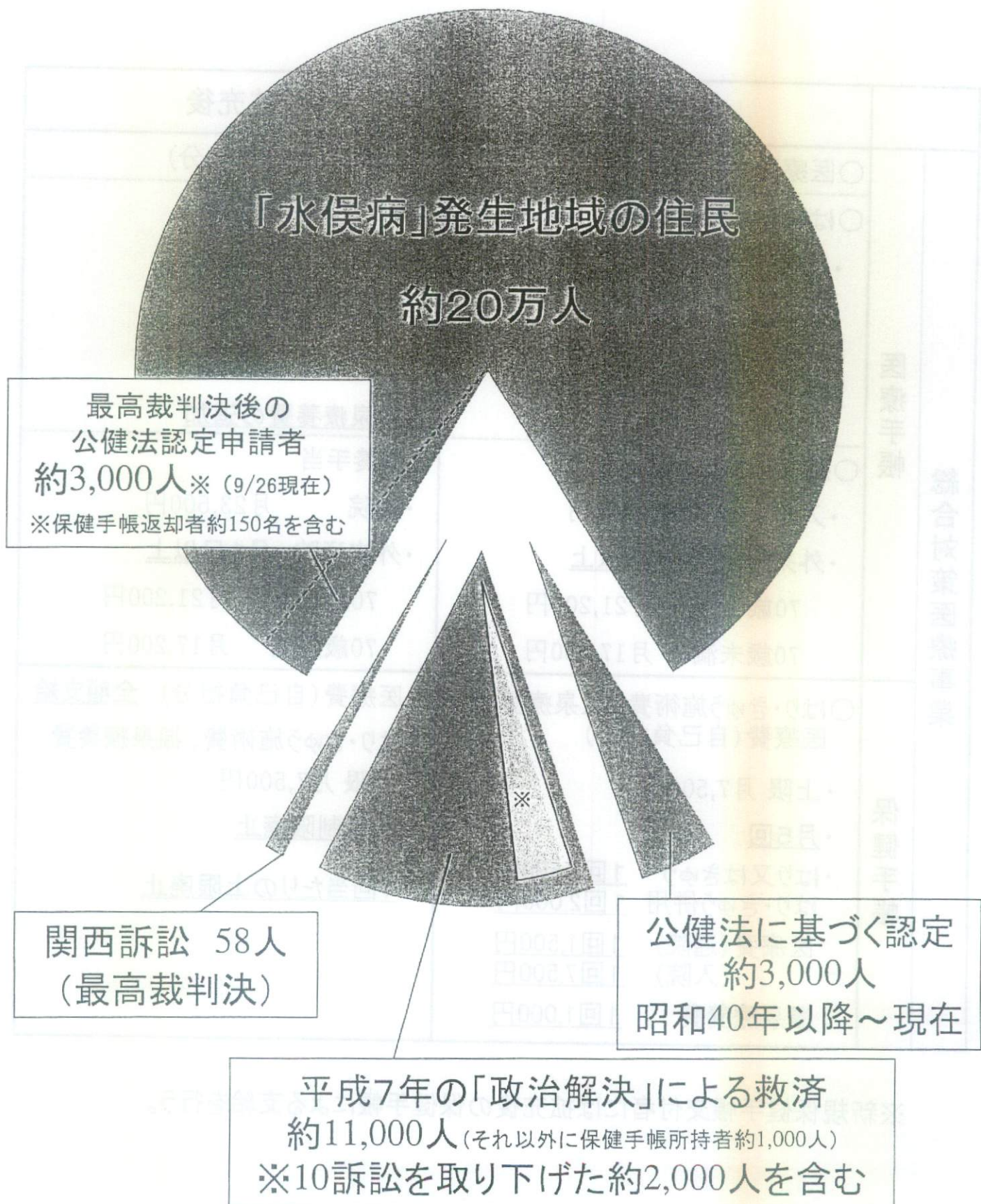
国立水俣病総合研究センター及び情報センターの活用等により、関係団体との連携や水俣病に関する調査・研究及び情報の収集・保存、国内外への発信や国際協力を強化するための施策の実施等。

総合対策医療事業の拡充内容について

		現行制度	拡充後
総合対策医療事業	医療手帳	○医療費(自己負担分)	○医療費(自己負担分)
		○はり・きゅう施術費 ・上限 月7,500円 ・ <u>月5回</u> ・はり又はきゅう <u>1回1500円</u> はり・きゅう併用 <u>1回2000円</u>	○はり・きゅう施術費 ・上限 月7,500円 ・ <u>回数制限廃止</u> ・ <u>1回当たりの上限廃止</u> ・ <u>温泉療養費の追加</u>
	医療手帳	○療養手当 ・入院 月23,500円 ・外来通院 <u>月2日以上</u> 70歳以上 月21,200円 70歳未満 月17,200円	○療養手当 ・入院 月23,500円 ・外来通院 <u>月1日以上</u> 70歳以上 月21,200円 70歳未満 月17,200円
総合対策医療事業	保健手帳	○はり・きゅう施術費、温泉療養費、医療費(自己負担分)	○医療費(自己負担分) <u>全額支給</u>
		・上限 月7,500円 ・ <u>月5回</u> ・はり又はきゅう <u>1回1,500円</u> はり・きゅう併用 <u>1回2,000円</u> 医療費(通院) <u>1回1,500円</u> (入院) <u>1回7,500円</u> 温泉療養費 <u>1回1,000円</u>	○はり・きゅう施術費、温泉療養費 ・上限 月7,500円 ・ <u>回数制限廃止</u> ・ <u>1回当たりの上限廃止</u>

※新規保健手帳交付者には拡充後の保健手帳による支給を行う。

「水俣病」問題の広がり



保健手帳の給付拡充及び申請受付の再開について

政治解決に基づき関係県と協力して環境保健行政の推進という観点から実施してきた総合対策医療事業（保健手帳）について、高齢化の進展やこれまでの事業の実施上で明らかとなってきた課題等を踏まえ、以下のとおり拡充し、併せて拡充後の保健手帳の申請受付を再開します。

1. 給付内容の拡充

- ・ 医療費（自己負担分）について、平成 17 年 12 月診療分より、1 か月あたりの給付上限額を廃止するなどの拡充を行います。（下表）

現 行	拡充後（平成 17 年 12 月以降）
○はり・きゅう施術費、温泉療養費、 医療費（自己負担分） ・ 上限 月 7,500 円 ・ <u>月 5 回</u> ・ はり又はきゅう <u>1 回 1,500 円</u> はり・きゅう併用 <u>1 回 2,000 円</u> 医療費（通院） <u>1 回 1,500 円</u> （入院） <u>1 回 7,500 円</u> 温泉療養費 <u>1 回 1,000 円</u>	○医療費（自己負担分） <u>全額支給</u> ○はり・きゅう施術費、温泉療養費 ・ 上限 月 7,500 円 ・ <u>回数制限廃止</u> ・ <u>1 回当たりの上限廃止</u>

（※）既に保健手帳を交付されている方については、給付内容の拡充に伴い、新たな保健手帳に切り替えを行う予定です。

（※）これまでは医療機関の窓口でいったん自己負担をして頂いていましたが、新たな手帳を使用することにより、平成 17 年 12 月診療分より窓口での負担がなくなります。（保険適用分について）

2. 交付申請の受付再開

- ・ 平成 17 年 10 月中旬を目途に、交付申請の受付を再開します。
- ・ 新たに保健手帳を交付された方は、拡充後の給付が受けられます。
- ・ 主な交付要件、申請手続き等につきましては、別紙「保健手帳の申請受付再開について」をご参照下さい。

保健手帳の申請受付再開について（案）

1 主な交付要件

次の①又は②のいずれかに該当することにより、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者で、水俣病にもみられる神経症状を有すると認められる者（政治解決時の保健手帳の基準を適用）

①昭和43年12月31日以前に、対象地域（熊本県又は鹿児島県の地域に限る。）に相当期間居住しており、かつ、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、対象地域（新潟県のみ）に相当期間居住しており、かつ、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者

②昭和43年12月31日以前に、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者又は昭和40年12月31日以前に、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者であって、知事が適当と認める者

2 支給内容

①医療費の自己負担分を全額支給。

②はり・きゅう施術費及び温泉療養費について、月7,500円を限度に支給。

3 受付再開予定

・平成17年10月中旬を目途。

（11月より手帳交付を開始予定。11月中に手帳交付を受けた者には12月診療分より給付開始予定。）

4 申請手続

・申請書に指定の診断書（指定検査所見書）等を添付し、申請者が県へ申請（市町経由も可能）。

・公的検診は実施せず、診断書作成医師の要件を緩和。県は申請書、指定の診断書等をもとに判断。

（※）過去に保健手帳を交付されていた者については、申請時に診断書等の添付を求めない。

・県は手帳交付にあたっては医学的見識を有する者の意見を聴くことができる。

5 認定申請等との関係

・水俣病認定申請又は裁判を行っている者も、認定申請や裁判が終了したり、途中でとりやめた場合、交付要件を満たしていれば保健手帳の対象となるなど、認定申請、裁判と保健手帳がいつでも自由に選択できる仕組みとする。

・水俣病の認定を受けた場合及び裁判による損害賠償を受けた場合は、保健手帳の交付対象としない。

6 有効期限等

有効期限なし、更新手続きなし

水俣病総合対策医療事業 保健手帳交付申請に係る検査所見書（案）

[illegible]

- ※ 1 本検査所見書をご記入後は、封筒に入れ、封をしてから受診者にお渡しください。
- ※ 2 以前に水俣病に係る認定申請のために、同様の診察を受けたことのある受診者の場合は、過去の診療録などから所見を転記していただいても、差し支えありません。
- ※ 3 裏面もご覧ください。

診察される先生方へ

本検査所見書について

水俣病発生地域において、過去に通常レベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、水俣病にも見られる一定の症状を有する方々は、保健手帳の交付を受け、医療費の自己負担分等の支給を受けることができます。本検査所見書は、この保健手帳交付に係る審査を行う際に用いられます。

保健手帳の交付対象

水俣病発生地域において、過去に通常レベルのメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、下記の①または②に該当する方が、交付の対象となります。

- ① 四肢とも末梢優位の感覚障害（触覚、痛覚ともに低下）を有する。
- ② 全身性の感覚障害（痛覚、触覚ともに又はそのいずれかが低下）または四肢とも末梢優位の乖離性感覚障害（触覚、痛覚のいずれかが低下）を有し、かつ、その他の水俣病にも見られる神経症状（オモテ面の「その他の神経症状」のいずれか）を有する。

検査所見書の記入上のご注意

1 <検査方法>

検査の際は、被験者を閉眼させて行ってください。また、被験者の精神状態や疲労の程度には、常に配慮して下さい。検査結果の要約、診断名等について、被験者に告知することは避けて下さい。

2 <診察所見の記入方法>

表記の人形図に以下の内容に従って記入してください。

(1) 感覚障害（表在感覚）の検査方法について

まず先に、触覚の検査から、次に痛覚の検査を実施して下さい。

① 触覚

触覚の検査時は、柔らかい毛筆等ではじめは軽く触ってみて、それが判らないときには、少しなでるようにして下さい。

② 痛覚

痛覚の検査時は、ピン車等を用い、なるべく同じ強度で、軽くつついて下さい。頭から足先まで最初に大まかに行い、左右上下を比較して下さい。痛覚障害部位を見いだしたら、障害部位から正常部位に向かって検査をさせると、境界を決めやすいと言われています。

(2) 感覚障害の記載方法について

① // // // 触覚鈍麻のある部位を示す。

\\ \\ \\ \\ 痛覚鈍麻のある部位を示す。

② おおよその鈍麻の程度を示す

(例：5/10 正常を10/10とする)

2 <既往歴>欄

今までに認められた傷病名があれば、記入してください。

<検査所見書を作成することの出来る医師の要件について>

以下の1, 2のいずれかを満たす先生が、本検査所見書をご作成いただけます。

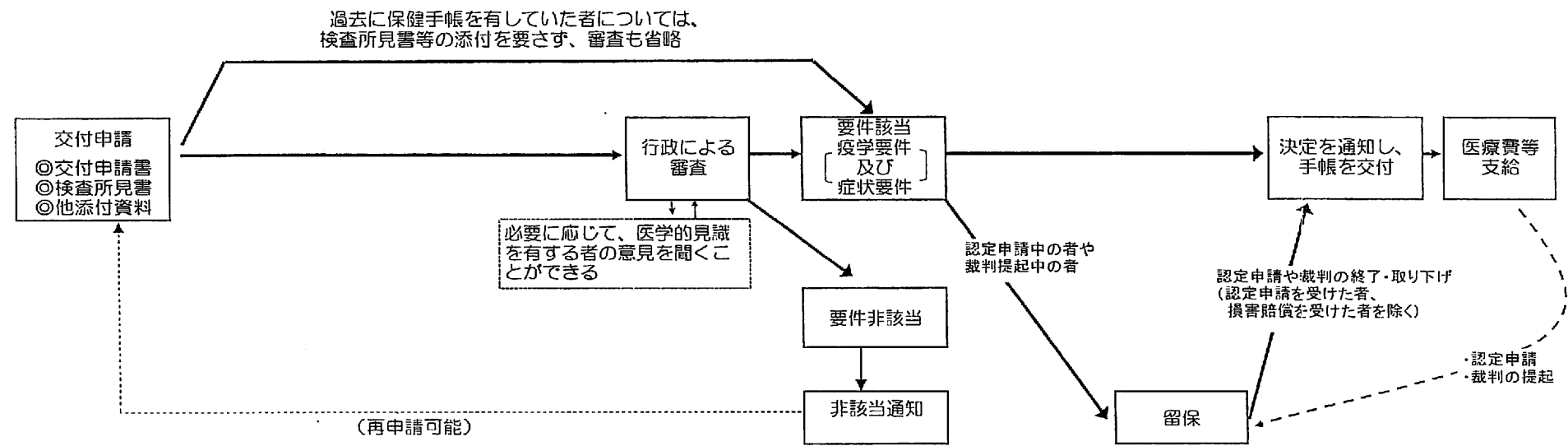
- 1 現在、神経内科、神経科又は精神科を標榜している医療機関に在籍しており、一定の施設基準*を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年以上の臨床神経学的診療経験を有する医師

※一定の施設基準とは、原則として、1年間の神経疾患の入院患者が100人以上の施設とし、病院に臨床神経学的検査設備（脳波、筋電図、神経放射線学的検査など）を有し、定期的に神経カンファランス（臨床またはCPC）を行い、神経疾患の剖検を行っているところとする。

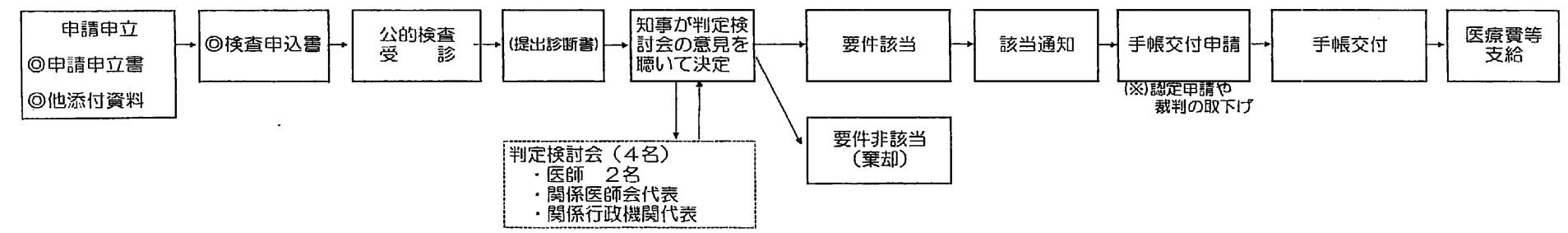
- 2 水俣病の診断について相当程度の経験を有する医師

保健手帳に係る手続きの概要（案）

1 申請受付再開後の保健手帳交付の手続き（案）



2 政治解決時の対応（参考）



水俣病総合対策費国庫補助事業の給付拡大等に伴う 公費負担者番号の見直し（新規設定・変更）について

1. 経緯及び現状

水俣病総合対策費国庫補助事業により給付されている療養費及び研究治療費については、その一部は既に現物給付とされているが、その他については療養費払い又は委任払いとしているところ。

今般、総合対策事業の給付拡大等に伴い、現在療養費払い又は委任払いとしているものについても現物給付化し、以下の通り公費負担番号の見直しを行う。

（参考）水俣病総合対策の補助対象事業と対象者数

・ 医療事業	（医療手帳）	約 8,000 人（平成 16 年度末）
	（保健手帳）	696 人（平成 17 年 6 月末）
・ 申請者医療事業		718 人（平成 17 年 8 月末）

2. 見直しの内容

1）保健手帳の現物給付化

保健手帳の医療費（自己負担分）の全額給付化に伴い、平成 17 年 12 月診療分から現物給付とする。それに伴い、新たな公費負担者番号を設定する予定。

2）申請者医療事業の現物給付化

申請者医療事業については、鹿児島県では既に現物給付としているが、今回、保健手帳の現物給付化に合わせて、熊本県、新潟県及び新潟市でも平成 17 年 12 月診療分から現物給付とする。それに伴い、これらの県において新たな公費負担者番号を設定する予定。

なお、鹿児島県についても申請者医療事業固有の番号を設定する必要性から公費負担者番号の見直しを行う。

3. その他

1）メチル水銀に係る健康影響調査事業の公費負担番号の見直し

従来から医療費（自己負担分）の現物給付を行っているが、他制度との区別を明確にするため、新たな公費負担者番号を設定する予定。

参考

1. 現在の公費負担者番号

事業名			熊本県		鹿児島県	新潟県	新潟市
水俣病総合対策 費国庫補助対象 事業	医療 事業	医療手帳	医	51433019	51463016	51153013	
			介	88433016	88463013	88153010	
		保健手帳					
	申請者医療事業		医		<u>51463016</u>		
介				<u>88463013</u>			
メチル水銀に係 る健康影響調査 研究事業	研究治療費の支給		医	<u>51433019</u>			
			介	<u>88433016</u>			

2. 新たな公費負担者番号（平成 17 年 12 月診療分～）

事業名			熊本県		鹿児島県	新潟県	新潟市
水俣病総合対策 費国庫補助対象 事業	医療 事業	医療手帳	医	51433019	51463016	51153013	
			介	88433016	88463013	88153010	
		保健手帳 (新規)(H17.12～)	医	<u>51433027</u>	<u>51463024</u>	<u>51153021</u>	
			介	<u>88433024</u>	<u>88463021</u>	<u>88153028</u>	
	申請者医療事業 (新規+変更)(H17.12～)	医	<u>51433035</u>	<u>51463032</u>	<u>51153039</u>	<u>51153047</u>	
		介	<u>88433032</u>	<u>88463039</u>	<u>88153036</u>	<u>88153044</u>	
メチル水銀に係 る健康影響調査 研究事業	研究治療費の支給 (変更)(H17.12～)	医	<u>51433043</u>				
		介	<u>88433040</u>				

(※) 下線部：新たに公費負担番号を取得することを予定

(※) 二重下線部：公費負担者番号を変更することを予定

(※) いずれの見直しも、実施機関番号のみの見直しである（法別番号は不変）